

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件 六七
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件 六五
- 土地収用法により事業の認定をした件 六六
- 一般競争入札を行う件三件 六九
- 福島県選挙管理委員会 六九
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 六八

告 示

福島県告示第七百八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十九年十二月八日から平成三十年四月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津坂下町産業課商工観光班に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十二月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
COOP BESTA ばんげ 福島県河沼郡会津坂下町字館ノ下三三九番地
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 大規模小売店舗を設置する者

- 名称 生活協同組合コープあいづ
 - 代表者の氏名 理事長 吉川 毅一
 - 住所 福島県喜多方市字二丁目四六六九番地の二
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 生活協同組合コープあいづ
代表者の氏名 理事長 吉川 毅一
住所 福島県喜多方市字二丁目四六六九番地の二
 - 三 大規模小売店舗の新設をする日
平成三十年七月二十八日
 - 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千六百三十平方メートル
 - 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 七十台
 - 2 駐車場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 三十台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 面積 百二十六平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 容量 十九・二立方メートル
 - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (一) 開店時刻 午前八時
 - (二) 閉店時刻 午後九時四十五分
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前七時三十分から午後十時まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
数 三か所
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 位置 別紙図面のとおり
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
 - 七 届出年月日
平成二十九年十一月二十七日
- （「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）

福島県告示第七百八十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年十二月八日から平成三十年一月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年十二月八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
A O K I 福島南総本店 福島県福島市黒岩字中島二番地一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年十二月八日から平成三十年一月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年十二月八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
いちい八島田店 福島県福島市八島田字勝口二七番地の一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百八十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。
平成二十九年十二月八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 起業者の名称
大熊町
- 二 事業の種類
大川原地区墓地整備事業
- 三 収用又は使用の別を明らかにした起業地

- 1 収用の部分 福島県双葉郡大熊町大字大川原字西平地内
- 2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由
申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性
大川原地区墓地整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十二号に掲げる地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性
起業者は、大熊町第二次復興計画に基づき策定された大熊町墓地基本計画により、本件事業を行うこととしており、必要な予算措置を講じているため、事業遂行の意思と能力があるものと認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性
得られる公共の利益

（一）大熊町には、三十三か所の公営墓地があるが、帰還困難区域の墓地は、区域内への立入に許可が必要のため、自由に墓参ができない状況となっている。

また、これらの公営墓地のうち、空間線量率が高い「高線量率エリア」及び中間貯蔵施設の建設が予定されている「中間貯蔵施設建設エリア」には、合わせて六百基の墳墓があり、これらを早急に移転させる必要が生じているものである。

このような状況の中、本件事業の施行によって、「高線量率エリア」及び「中間貯蔵施設建設エリア」にある墓地の移転先を確保することが可能となる。その結果、墓地が帰還困難区域外で再建されることとなり、町民が墓参する上での面倒な手続が軽減され、いつでも自由に墓参することが可能となる。

また、「中間貯蔵施設建設エリア」からの墳墓移転が進むことは、県内全域に一時保管されている除染廃棄物の一日も早い搬入につながり、福島県全体の復旧・復興に大きく寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

（二）失われる利益
本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び福島県環境影響評価条例（平成十年福島県条例第六十四号）に定める対象事業に該当せず、起業者が本起業地及び周辺地の貴重な動植物の生息情報について、福島県自然保護課に対し照会を行ったところ、起業地周辺において希少動植物は確認されていない。また、大熊町教育委員会に調査を依頼し、試掘を実施した結果、調査範囲内で遺構・遺物は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

（三）事業計画の合理性

